

国立民族学博物館と吹田市との連携協力に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、地域との共生を目指す国立民族学博物館と歴史と文化が息づき都市機能と自然が調和するまちづくりを目指す吹田市が、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図ることにより、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において、国立民族学博物館及び吹田市（以下「双方」という。）の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事項について誠意をもって連携協力する。

- (1) 双方の歴史的・文化的資源の活用に関する事項
- (2) 双方の知的・人的資源の交流に関する事項
- (3) その他双方が有益にして必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、双方に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として双方において各々応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結日の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成18年(2006年)9月11日

国立民族学博物館

館長 松園 万亀雄

松園 万亀雄



吹田市

市長 阪口 善雄

阪口 善雄

